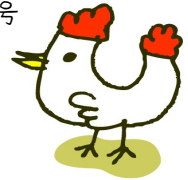


# バリ通信

増税でもお父さんの小遣いは・・・号



1909号

待ったなし、これが正しい消費税徹底対策なのだ！

うん。弱った弱った。

また来月から消費税が上がってしまうのだ。

消費税が8%から10%に上がって良い事は、計算がしやすいというだけで、車屋にとっては数万円単位で価格が変わりますから、インターネットで検索されやすいように利益を抑えて98万円9千円とか199万9千円とか、100万単位とかで『〇〇万円未満』の車両価格を、増税後も据え置きにしたら利益が下がりますからね、例え2万円値引きでも100台なら200万円の利益減となり、とんでもない金額になります(汗)

さて今回の消費税、景気対策として増税と同時に5%、または2%がポイントで還元されるのですが、政府の広報も詳しくされてはおらず、なんとなくポイントが還元されるらしい。というのは知っていても、詳しく還元される商品や還元される店舗がどういったお店なのか知らない方が多いと思うので、本通信としては誠に珍しいことですが、久々に大真面目な記事として解説してしまおう。という素晴らしい企画なのであった！

バリ通信は  
過去に

(有)FORZA  
愛媛日産自動車(株) 勤務時代  
公益社団法人 今治青年会議所  
今治商工会議所青年部

を通じて面識のある大切な方にお送りしております。

ただ今回、記事を書くにあたって知らないことだらけだったので、政府の担当部署などに、車お探し専門店グループのボスが電話しまくって聞いてみたらいいのですが、本記事を書いている8月前半の段階においてまだ決まっていなかったことが多く、あくまでも8月前半段階でのお国の決定事項に基づいて一部推測も入れながら記事としてのご了承いただきたい(苦笑)

電話しまくった感触としては本当に10月にスタートできるの？と思えるくらい決まっていないことが多い。まずポイント還元が実施される期間であるが2019年10月1日から9か月間、この間に支払いをキャッシュレス決済、つまりはクレジットカードとかデビットカード(支払いと同時に銀行口座から料金が引き落とされる)とか電子マネー(JR東日本のスイカとか楽天エディミみたいなやつ)で支払ったり、最近出てきているQR決済型(ペイペイとか楽天ペイみたい)にQRコードとかバーコードで支払うスマホ決済アプリ)で支払った場合のみ、店舗によって2%~5%のポイント還元があり、増税分、もしくは増税分以上の還元が行われる制度ということなのである。

但し、よく読んでほしいのですが、キャッシュレス決済をすればどこでやってもポイントが還元されるわけではないのである。え?? キャッシュレス決済をしてもポイント還元されないの?と思う方も多いかもしれないが、ここからが非常にややこしいのであります。

まずポイント還元の対象となる店舗というのがあり、経済産業省から配布された資料を見ると、業種と資本金の額によって対象となる店舗に規定があるのであるが、分かりにくいので簡単に言うと大企業はポイント還元は無し、中小零細はポイント還元あり、と覚えていただくのと分かりやすいと思う。

（弊社は立派な零細企業である。エッヘン！。いばることか！）

で中小零細は5%還元だが、本部が大企業で経営が中小零細の場合（いわゆるフランチャイズ形式のお店で〇〇ピザとか〇〇ガソリンスタンドみたいな所）が2%還元ということであるらしい。インターネットのコラムなんかでは資本金を下げても5%還元対象企業にしようとする企業もあるとか・・・

で、ここからが大きな問題、電子決済をすればどこでもポイント還元を受けられるのか？というところではないということ。ポイント還元対象店舗の登録を受けた事業所でなければポイント還元は受けられないという事なのだ！

このあたり、政府の周知が進んでいないので、お客様側も事業所側も知らないケースが結構多いのでは？と推察される場所である。ポイント還元対象店舗であるかどうか？の確認方法としてはポイント還元できる場合は広告やのぼり旗などでポイント還元対象店舗であることを告知していると思うのでそれが最もわかりやすいと思う。お店の方に直接聞いてもいいけれど、お店の人もキャッシュレス決済さえすればポイント還元されると思い込んでいるケースが相当多いと推測されるので要注意。

これは経産省の周知が進んでいないため事業者側すら知らないケースがかなり多いと思われる、『ウチの店はキャッシュレス化しているから大丈夫』と思っただけでも、還元対象店舗の申請をしていなければ対象外になってしまうので、事業主の方も要注意です。

さて後は対象となる商品、これがまたややこしい。

まず商品券とかプリカとか換金性の高い商品は対象外、新築住宅も対象外、中古住宅は8段階においてはまだ公式見解が出ていないので未定、残念なことには全ての四輪自動車（新車、中古車）も対象外（ウチも登録したけど・・・残念）なのに、何故か二輪車は新車、中古車どちらも対象、あとはお酒、たばこも対象。

その他一般的な物販（電気製品とか普通に店舗で売っているような商品）は対象になるらしいが、個別で対象外となる商品も出てくる可能性があるらしい。（経産省のニュアンスが微妙な言い方）で、そういった微妙なニュアンスから推測するとサービス（例えばマツサージとかハウスクリーニングとかモノとお金の交換ではなくサービスとお金の交換となるような商品）は対象外となりそうな微妙なニュアンスであつたらしいです。

ただこの部分はあくまでもニュアンスから受けた推測で、いざこれにしてもお国の告知不足もあつて、かなり分かりにくいのは紛れもない事実。

そして意外と知られていないのが、一回の買い物でキャッシュバックが1万5千円という上限が設けられていて、一杯買い物したからめっちゃキャッシュバックがあるぞ！と期待していたら『あれ？』ってなっちゃいます（苦笑）

政府もキャッシュレス化したいなら、中国みたいにキャッシュレス会社の手数料を0・？％とかにしてくれないと、今みたいに安い会社でも3・24％ものキャッシュレス手数料取られちゃうなら零細企業で高額商品の取り扱いのお店はやってられないですよ。完全キャッシュレス化が進めば、お店の形態によってはレジ係が不要とか、終業時にお金を合わせる手間が省けるとかで、人件費や残業代の削減に繋がるらしいですけど・・・

まあでも、利用出来る制度は賢く利用して少しでも節約していきましよう！というのが今月の本通信の趣旨なのであった！